

納税証明書について

※発行日が申請書提出時の直前3ヶ月以内のもの(写し可)

	法人	個人	備考
国税	法人税	申告所得税	法人:様式その3の3 個人:様式その3の2
	消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税	
県税	法人県民税	個人事業税	最近1年分 ※委任状(様式共通01)を提出する場合、その委任先の納税証明書(未納がない証明書等)も添付してください。 (委任元、委任先 両方の証明書等が必要です。)
	法人事業税		
市町村税	法人市町村税	市町村税	最近1年分 ※未納がない証明書等 ※三戸町、田子町、南部町で課税がある場合のみ (委任元、委任先が三戸町、田子町、南部町に存在しない場合は不要)
	固定資産税	固定資産税	
	軽自動車税等	国民健康保険税	
		軽自動車税等	

※新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の特例猶予制度を受けており、納税証明書(その3の3、その3の2)の交付を受けられない場合は、下記の書類を提出することにより、未納の扱いとはしないものとします。

- ①納税猶予許可通知書又は換価猶予許可通知書の写し(新型コロナウイルスの影響により1つ以上の納税猶予または換価猶予を受けているものが分かるもの)
- ②法人税・消費税・地方消費税(個人の場合は所得税・消費税・地方消費税)の納税証明書(その1)の写し(猶予を受けている税額を除き、未納税額がないことが分かるもの)

※国税の納税証明書は、インターネット等を利用して交付請求を行い、納税証明書を受け取る(税務署窓口または郵送)ことができます。また、令和3年7月から導入された電子納税証明書(電子ファイル)で取得することができます。(電子納税証明書は、印刷の上、提出してください。)

詳しくは、国税庁e-Taxホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)をご覧ください。所轄の税務署にお問い合わせ下さい。